

北九州空港交通アクセス会議設置要綱

制定 令和7年12月12日

(目的)

第1条 北九州空港交通アクセス会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、福岡都市圏と北九州空港間の交通アクセスに必要な旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 福岡都市圏と北九州空港間の交通アクセスについて、地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様等に関する事項
- (2) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 福岡県知事又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (6) 道路管理者、福岡県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者

(会長)

第4条 交通会議に会長をおき、福岡県知事又はその指名する者をこれに充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(交通会議の運営)

第5条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 5 交通会議は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項などを記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。また、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。
- 6 委員の招集が困難である場合にあっては、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認

を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

7 交通会議において必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

8 交通会議の庶務は、福岡県企画・地域振興部空港対策局空港事業課において処理する。

(交通会議における協議が調った事項に係る軽微な変更事項)

第6条 交通会議は、次に掲げる変更事項について、軽微なものと認め、当該変更に伴う協議については、書面による協議を行うことができる。

- (1) 乗降場所の名称の変更
- (2) 乗降場所の新設又は廃止を伴わない経路の変更
- (3) 利用者への影響が少ない乗降場所の新設又は変更
- (4) 利用者への影響が少ない運行車両又は運行車両数の変更
- (5) 運行時刻の変更
- (6) その他関係者と協議のうえ、軽微な案件と認めるもの

(守秘義務)

第7条 交通会議の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附則

この要綱は、令和7年12月12日から施行する。